

敬老パス等の 適用対象交通機関の拡大について

横浜市 健康福祉局 高齢健康福祉課

一部地域で交通事業者が運行中又は運行予定のワゴン型バスなど（おでかけシャトル）において、令和7年10月1日以降に以下3つの乗車証が利用可能となるよう条例改正等を行いました。それに伴い、本分科会の協議対象となる本格運行地区における協議運賃について、ご意見を伺います。

- ①横浜市敬老特別乗車証（敬老パス）
- ②横浜市福祉特別乗車券（福祉パス）
- ③横浜市特別乗車券

運賃設定について

■運賃設定の考え方

①横浜市敬老特別乗車証（敬老パス） 正規運賃の半額程度

交通事業者が運行するおでかけシャトルの運賃は路線バスと比べて高くなっており、おでかけシャトルの維持のために、市から運行経費の補助を行っていることから、敬老パスの利用者にも半額程度の運賃を負担していただく必要がある。

②横浜市福祉特別乗車券（福祉パス） 運賃負担なし

障害特性上、運賃の支払が難しいケースもあるため、乗車券の提示のみ。

③横浜市特別乗車券 利用者負担なし

経済的支援を趣旨とした制度のため、利用者負担なし。

運賃設定について

■利用者（住民等）への説明

【敬老パス】

- 「横浜市敬老特別乗車証条例施行規則」の一部改正について、ホームページ上で改正案を公表し、市民意見公募を実施
- 市政広報誌（広報よこはま6月号）により、本施策の市民周知を行いました。

【福祉パス】 【横浜市特別乗車券】

「横浜市福祉特別乗車券条例施行規則」及び「横浜市乗合自動車特別乗車券交付規則」の一部改正について、ホームページ上で改正案を公表し、市民意見公募を実施

運賃設定について

■その他利害関係者への説明

○神奈川県バス協会及び路線バス会社に対し、横浜市地域公共交通活性化協議会第19回バス交通部会において、本施策の説明を行いました。

○神奈川県タクシー協会に対し、本施策の説明を行いました。その後、同協会を通じ、各種会議等において、会員事業者へ本施策の周知を行いました。

○各おでかけシャトルの運行事業者に対し、個別に本施策の説明を行いました。また、運賃について、各運行事業者と協議を行いました。

運賃（案）

	地区名	導入サービス	運行事業者	適用開始時期（予定）	運賃（円）※2	
					通常	敬老パス
本格運行	旭区四季美台・今川町（四季めぐり号）	路線定期	ヒノデ第一交通(株)	令和7年10月1日	300	150
	戸塚区小雀（こすずめ号）	路線定期	(株)共同		400	200
	泉区下和泉（Eバス）	路線定期	天台観光(株)		210	100
	金沢区富岡西（とみおかーと）※1	路線定期	京急文庫タクシー(株)		300	150
実証運行	鶴見区馬場・上の宮・獅子ヶ谷（のるーとTSURUMI）	デマンド	川崎鶴見臨港バス(株)	令和7年10月1日	500	250
	南区永田（おでかけ号）	路線定期	国際自動車(株)		300	150
	南区三春台・清水ヶ丘（おおたループバス）	路線定期	平和交通(株)		300	150
	旭区本宿東部・川島町西	路線定期	日本交通横浜(株)		300	150
	戸塚区秋葉町・名瀬（あきなちゃん）	路線定期	(株)ケイサンタクシー		400	200
	青葉区新石川・美しが丘・あざみ野（あおばGO!）	デマンド	神奈川都市交通(株)	令和7年11月4日	500	250
	旭区今宿	路線定期	日本交通横浜(株)	令和7年11月	300	150

※1 令和7年度第1回横浜市地域公共交通会議運賃分科会で協議済み。

※2 横浜市福祉特別乗車券（福祉パス）、横浜市特別乗車券利用時は**無料**。